平成二十八年国家公安委員会規則第二十三号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第六条、第九条第一項及び第十四条の規定に基づき、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）

第一条　国外犯罪行為が行われた時において、国外犯罪被害者（国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったものの及び十八歳未満であった第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していた者を除く。）又は第一順位遺族（十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があったとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び国外犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して当該国外犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。）は、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該国外犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

一　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

二　直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

第一条の二　国外犯罪行為が行われた時において国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があった場合において、国外犯罪被害弔慰金等を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該国外犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

第二条　国外犯罪被害者が、国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において、犯罪の発生状況その他の治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、業務を行う必要があったこと、生活の本拠を有していたことその他の事情により当該地域に所在するやむを得ない理由があったときは、この限りでない。

第三条　国外犯罪被害について、国外犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。

一　当該国外犯罪行為を教唆し、又は幇（ほう）助する行為

二　過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該国外犯罪行為を誘発する行為

三　当該国外犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第四条　国外犯罪被害者又は第一順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。

一　当該国外犯罪行為を容認していたこと。

二　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

三　当該国外犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第五条　前各条に定めるもののほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。

（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）

第六条　第二条から第四条までに定める事由がある場合において、これらの規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等を支給するものとする。

（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）

第七条　国外犯罪被害弔慰金の支給について、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（様式第一号）を同項に規定する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、第一号、第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類を添えることができないときは、その理由を記載した書類を提出しなければならない。

一　国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

二　国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。次号及び第七号において同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

三　申請者の氏名、生年月日、本籍及び国外犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

四　申請者が国外犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、国外犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

五　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第一順位遺族であることを証明することができる書類

六　申請者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類（前各号に掲げるものを除く。）を有するときは、当該書類

七　法第九条第一項第二号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた住所に関する市町村長の発行する戸籍の附票の写しその他の証明書

八　法第九条第四項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）

第八条　国外犯罪被害障害見舞金の支給について、法第九条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書（様式第二号）を同項に規定する公安委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、第一号、第四号又は第五号に掲げる書類を添えることができないときは、その理由を記載した書類を提出しなければならない。

一　負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける精神の障害の状態又は身体の障害の部位及び状態（国外犯罪被害者がこれらの障害により常に介護を要する状態にある場合にあっては、その状態を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

二　前条第二号に掲げる書類

三　前条第六号に掲げる書類

四　前条第七号に掲げる書類

五　前条第八号に掲げる書類

（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）

第九条　法第九条第二項に規定する領事官を経由して申請が行われた場合は、当該申請に係る書類が当該領事官に提出された日を当該申請が公安委員会に対して行われた日とみなす。

（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する処分の通知等）

第十条　公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する裁定を行ったとき又は法第十三条第三項の規定により申請を却下したときは、速やかに、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書（様式第三号）又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書（様式第四号）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

２　公安委員会は、前項の規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給する旨の通知をするときは、当該国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けるべき者に対し、併せて国外犯罪被害弔慰金等支払請求書（様式第五号）を交付しなければならない。

（国外犯罪被害弔慰金等の支払の請求）

第十一条　国外犯罪被害弔慰金等を支給する旨の裁定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定する請求書を国に提出して行わなければならない。

（添付書類の省略）

第十二条　この規則の規定により同一の世帯に属する二人以上の者が同時に申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければ

ならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他方の申請書の余白にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

2　前項に規定する場合のほか、公安委員会は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類を省略させることができる。

（書類の保存）

第十三条　国外犯罪被害弔慰金等に関する書類は、その取扱いが完結した日から五年間保存しなければならない。

附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第一条、第一条の二及び第六条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった国外犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

附　則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

1　この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和五年九月二九日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

1　この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１号（第７条関係）

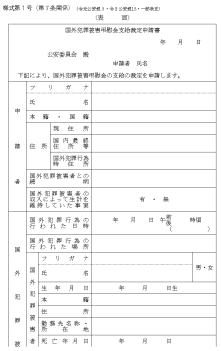

様式第１号（第７条関係）（令和五年九月二九日公安委員会規則第一三号改正）

（表　面）

国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者　氏名

下記により、国外犯罪被害弔慰金の支給の裁定を申請します。

申請者	フリガナ	
	氏名	
	本籍・国籍	
	住所 現住所	
	住所 国内最後住所等	
	住所 国外犯罪行為時住所	
	国外犯罪被害者との続柄	
	国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実	有・無
国外犯罪被害者	国外犯罪行為のなされた日時	年　月　日午前・午後（　　）
	国外犯罪行為のなされた場所	
	フリガナ	男・女
	氏名	
	生年月日	年　月　日生
	本籍	
	住所	
	勤務先名称・所在地	
	死亡年月日	年　月　日

裏	生活実態の有無		
	国外犯罪被害の発生状況		
	申請者が国外犯罪被害を知った日及びその経緯 年　月　日		
現在の連絡先一覧	氏名	国外犯罪被害者との続柄	住所
備考			

公受付	年　月　日	第　号

（裏面の注意をよく読んでから記入してください。）

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができるのは、国外犯罪被害者（国外犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有していないが、日本国籍を有する方であっても日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は、含まれません。）の死亡の時において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、世帯の稼ぎ手が先に限り、(1)、(2)、(3)の順序(2)及び(3)に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）で、自分よりも先順位の遺族がある場合は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることはできません。

(1)　国外犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む）

(2)　国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(3)　(2)以外の国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

2　申請者は、空白の欄には記入しないでください。

3　申請者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。

4　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

5　下記の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。

6　「申請者」の「本籍・国籍」の欄及びて「国外犯罪被害者」の「本籍」、「住所」、「勤務先名称・所在地」及び「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入し、「申請者」の「国外犯罪被害者との続柄」及び「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実」の欄については、国外犯罪被害者が死亡した時のものを記入してください。

7　「国内連絡住所等」の欄には、申請の時において日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。

(1)　いずれかの市町村の住民基本台帳に記載されたことがある場合は、申請者が日本国内へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地

(2)　いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない場合は、申請者の本籍地

8　「国内被害者の収入によって生計を維持していた事実」には、専ら又はおよそ国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、国外犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれます。

9　「国外犯罪行為の行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。

10　「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。

なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第1条第1項又は第3項の規定により、自己の意思によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。

11　「永住意思の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国外に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者にその地に永住する意思があったときは「有」と、なかったときは「無」と、不明であるときは「不明」と記入してください。

12　「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況になった経緯を記入してください。

13　「申請者が国外犯罪被害を知った日」は、国外犯罪被害者が死亡し、それが国外犯罪行為によってもたらされたことを認識した日を記入してください。また、申請者が国外犯罪被害を知った経緯については、例えば、「国内報道」、「関係報道」、「関係警察からの連絡」、「被害者からの教示」等と記入してください。

14　この申請書には、次の書類を添えて提出してください。ただし、これらの書類の一通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その他をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。

(1)　国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2)　国外犯罪被害者の戸籍、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）

(3)　申請者の戸籍、生年月日、本籍及び国外犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）

(4)　申請者が国外犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、当該国外犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証することができる書類（例えば戸籍の写し）

(5)　申請者が1の(2)又は(3)に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）

(6)　申請者が1の(2)に該当する場合には、申請者が国外犯罪行為が行われた時国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していたと認めることができる書類（例えば住民票の写し）

(7)　上記(3)から(6)までに掲げるものの他か、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を作成するときは、当該書類（例えば現地捜査報告書作成した捜査報告書）

(8)　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第1項第1号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた世帯に関する戸籍の附票の写しその他の証明書

(9)　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項の中ほど冬殺ない場合及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、検定書等）

15　この申請書について分からないところがありましたら、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第２号（第８条関係）（令和2年度1・令和3年度(1)・一部改定）

（表　面）

国外犯罪被害弔慰金等見舞金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者　氏名

下記により、国外犯罪被害弔慰金等見舞金の支給の裁定を申請します。

国外犯罪行為の行われた日時		年　月　日	午前・午後（　　）時頃
国外犯罪行為の行われた場所			
国外犯罪被害者	フリガナ		男・女
	氏名		
	生年月日	年　月　日生	
	本籍	国	
	住所	現住所	
		国内連絡先等	
		国外犯罪行為時住所	
	勤務先名称・所在地		
	負傷又は死亡が生じた日	年　月　日	
	永住意思の有無	有　・　無	
国外犯罪被害の発生状況			
精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。）			
他弔慰金等の額等（裏・面）			
備考			

公受付	年　月　日　第　号		領事官官印

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格A判４番）

様式第２号（第８条関係）

（裏　面）

注意

1　国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けることができるのは、国外犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有していると認められる者で、ただし、その時点で日本国内に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる方は除かれます。

2　申請者は、※印の欄には記入しないでください。

3　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

4　下記3の場合を除き、日時の記載は、日本時間を記入してください。

5　「国外犯罪被害者」の「本籍」、「戸籍名及び戸・戸主名」及び「未成年者の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時のものを記入してください。

6　「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。

なお、日本国籍は、国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第1項又は第3項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したと並又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされています。

7　「国内居住住所等」の欄には、申請の時において日本国内に住所を有しない場合のみ次のとおり記入してください。

(1)　いずれかの市町村の住民基本台帳に記載されたことがある場合は、申請者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地

(2)　いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない場合は、申請者の本籍地

8　「負傷又は疾病が治った日」の欄には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。

9　「未成年者の有無」の欄については、国外犯罪行為が行われた時に国外犯罪被害者が日本国内に生活の本拠を有していた場合に限り、当該国外犯罪被害者のその時に未成年者男の有無を選択してください。

10　「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。

11　「精神又は身体の障害の部位及び状態」の欄の「所見の要旨」は、常に介護を要する状態である場合のみ、「要」をご丸で囲んでください。

12　「国外犯罪行為の行われた日時」の欄中の括弧内には、当該欄に記載した日時がいずれの国又は地域における日時か分かるよう、当該国又は地域を記入してください。

13　「国外犯罪被害の発生状況」の欄には、当該被害の原因と考えられる国外犯罪行為の概要やそのような状況に至った経緯を記入してください。

14　この申請書は、次の書類を添えて提出してください。

(1)　未成年者の有無の欄に記入した日時だけでその時点でのものであることにおける精神又は身体の障害の部位及び状態（精神の障害については状態に限る。また、常に介護を要する状態にある場合にあっては、その状態を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2)　国外犯罪被害者の氏名、生年月日及び本籍を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（例えば住民票の写し）

(3)　上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、申請しようとする者が国外犯罪行為又は国外犯罪被害に関する情報その他当該申請に係る裁定に資する情報を記載した書類を有するときは、当該書類（例えば、捜査機関が作成した被害報告書）

(4)　国外犯罪被害補償金等の支給に関する法律第9条第1項第3号イ又はロに規定する公安委員会に申請するときは、申請者の住民票に記載されていた住所に関する戸籍の附票の写し その他の証明書

(5)　国外犯罪被害補償金等の支給に関する法律第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書等）

15　この申請書についてわからないところがありましたら、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第３号（第１０条関係）

（表面）

様式第３号（第10条関係）（平成22年度＋＋＋改定、令和2年度＋＋＋改定）

	第　　号 年　月　日
住　所 氏　名　　殿	
	公安委員会　　印
国外犯罪被害補償金等支給裁定通知書	
年　月　日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害補償金等については、下記の理由により、 ことにしましたので通知します。	
支給を受けることができる国外犯罪被害補償金等の種類及び額	国外犯罪被害補償金 ・ 国外犯罪被害障害見舞金
	国外犯罪被害補償金等の額　　円
理　由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏面）

注意

1　この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ提起できません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、　　を被告として（裁定において代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。

様式第４号（第１０条関係）

様式第４号（第10条関係）（令元公安委３１一部改正）

第　　号
年　月　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　㊞

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書

年　月　日付けで国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の申請がありましたが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第13条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、却下処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（却下処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日から６か月以内に、　　を被告として（国会において代表する者は公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式第５号（第１０条関係）

様式第5号（第10条関係）

（表　面）

国外犯罪被害弔慰金等支払請求書

年　月　日

警視庁支出官　殿

氏　名

住　所

下記により、国外犯罪被害弔慰金／国外犯罪被害障害見舞金の支払を請求します。

請求金額　　円也

裁定番号		第　　号	
裁定年月日		年　月　日	
裁定公安委員会名		公安委員会	
種別		国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金	
払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	アＩＤ口座振込	銀行 金庫	本店 支店
		預金の種類： 口座番号 第	／ 号
	イ送金支払		郵便局

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　請求者が日本人以外の場合であって、通常氏名を漢字以外で表記する場合は、アルファベットを用いて記入してください。

2　「裁定番号」及び「裁定年月日」には、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

3　「種別」は、請求するものとして該当する方を○で囲んでください。

4　「払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関」の欄は、「アＩ」又は「イ」のうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「アＩ口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある方だけが記入してください。

5　この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警視庁の個別の郵便番号であるため、警視庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号　100－8974
警視庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

6　この請求書について分からないところがありましたら、警察本部又は関係官にお問い合わせください。